

件名	負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区業平一丁目8番15号 本所青色申告会 会長 佐藤 聡		
受理年月日	平成19年9月5日	受理番号	第8号
<p>要旨</p> <p>商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置を平成20年度以降も継続するよう、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気の回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。</p> <p>また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言うものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。</p> <p>このような状況の下において、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			